

議案第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年)11月 日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例
第14号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

指定期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,700円
指定期日前投票所以外の期日前投票所の 投票管理者	(1回) 9,800円

」

を

「

期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,700円。ただし、 期日前投票所の開閉時間、職員の従事 状況等を勘案して選挙管理委員会が必要 があると認めるときは、選挙管理委 員会が市長と協議して予算の範囲内で 選挙管理委員会が定める額
--------------	---

」

に、

「

指定期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,800円。ただし、立会時間内に交替する場合は、市長と協議の上11,800円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額
指定期日前投票所以外の期日前投票所の投票立会人	(1回) 8,400円。ただし、立会時間内に交替する場合は、市長と協議の上8,400円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額

」

を

「

期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,800円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額
--------------	---

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表において、「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第13号)新旧対照表

(現行)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
指定期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,700円	1級旅費相当額
指定期日前投票所以外の期日前投票所の投票管理者	(1回) 9,800円	1級旅費相当額
指定期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,800円。ただし、立会時間内に交替する場合は、市長と協議の上11,800円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
指定期日前投票所以外の期日前投票所の投票立会人	(1回) 8,400円。ただし、立会時間内に交替する場合は、市長と協議の上8,400円を超えない範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額

備考

- この表において、「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。
- この表において、「指定期日前投票所」とは、選挙管理委員会が指定する期日前投票所をいう。

(改正案)

別表(第1条、第2条関係)

区分	報酬の額	旅費の額
期日前投票所の投票管理者	(1回) 13,700円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額
期日前投票所の投票立会人	(1回) 11,800円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額	1級旅費相当額

備考 この表において、「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。

改正経緯

1 改正内容

- (1) 別表中、区分の「指定期日前投票所の投票管理者」及び「指定期日前投票所以外の期日前投票所の投票管理者」を「期日前投票所の投票管理者」、報酬の額を「(1回)13,700円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額」に改める。
- (2) 別表中、区分の「指定期日前投票所の投票立会人」及び「指定期日前投票所以外の期日前投票所の投票立会人」を「期日前投票所の投票立会人」、報酬の額を「(1回)11,800円。ただし、期日前投票所の開閉時間、職員の従事状況等を勘案して選挙管理委員会が必要があると認めるときは、選挙管理委員会が市長と協議して予算の範囲内で選挙管理委員会が定める額」に改める。
- (3) 別表中、備考2項を削除し、備考を改める。

2 改正の主たる理由

- (1) 最近の各選挙における投票率の低下傾向への対応及び選挙人が投票しやすい環境を整えるため、下記期日前投票所と隣接するサービスステーションとの間に生じている開庁時間と期日前投票所開設時間との差異を解消するため、差異が生じている下記期日前投票所の投票時間を15分延長する措置を講じる。

そのため、「指定期日前投票所以外の期日前投票所の投票管理者」及び「指定期日前投票所以外の期日前投票所の投票立会人」の報酬について改正する必要があるが、期日前投票は利用者が年々増加しているため、今後、新規に期日前投票所を増設することも考えられる。また、平成28年の法改正により、期日前投票所の利便性向上のため開設時間について弾力的に運用できるようになり、増設する期日前投票所あるいは現行の期日前投票所についても、現行の開設時間と異なる時間帯で開設することも想定されることから、期日前投票管理者及び期日前投票立会人の関係規定を整理することにより、開設時間に応じて弾力的に報酬額を定めることができるよう、今回、条例の一部を改正しようとするものである。

時間変更する期日前投票所	変更前	変更後
山本会館	午前9時から	午前9時から
西谷ふれあい夢プラザ	午後5時15分	午後5時30分
雲雀丘倶楽部		
仁川駅前サービスステーション		

- (2) 別表中、区分につき、現行表現は「指定期日前投票所」となっているが、上述のように改めることで「指定期日前投票所」の注釈は不要となることから、別表中備考2項を削除し、備考を改めるものである。

